

「弁護士人口問題」に関するアンケート調査結果

回答者総数86名 1～20期11名 21～30期13名 31～40期11名 41～50期16名 51～60期20名 期不明 平成19年12月17日現在 仙台弁護士会

番号	質問	全体	1～20期	21～30期	31～40期	41～50期	51～60期	期不明	
1	あなたの弁護士としての執務年数について教えてください。	5年未満	22	1	0	0	1	14	6
		5年以上～10年未満	12	1	0	0	3	6	2
		10年以上～15年未満	6	1	0	0	4	0	1
		15年以上～25年未満	20	0	2	7	8	0	3
		25年以上	25	8	11	3	0	0	3
	無回答	1	0	0	1	0	0	0	
2	(1) 一般民事(訴訟事件に限らない)	増加	17	1	0	3	4	4	5
		減少	19	6	5	3	3	0	2
		変わらない	35	4	6	5	9	5	6
		わからない	13	0	0	0	0	11	2
		その他 ※【別紙1】参照	2	0	2	0	0	0	0
		無回答	0	0	0	0	0	0	0
		全体	17	1	0	3	4	4	5
	(2) クレサラ事件(破産、民事再生、過払い金返還、債務整理等)	増加	30	1	5	3	9	5	7
		減少	22	3	4	3	5	4	3
		変わらない	17	3	3	4	2	2	3
		わからない	11	1	0	0	0	9	1
		その他 ※【別紙1】参照	5	3	1	0	0	0	1
		無回答	1	0	0	1	0	0	0
		全体	30	1	5	3	9	5	7
	(3) 家事事件	増加	11	1	2	1	4	0	3
		減少	8	1	2	1	2	0	2
		変わらない	51	7	8	9	9	10	8
わからない		13	0	0	0	1	10	2	
その他 ※【別紙1】参照		3	2	1	0	0	0	0	
無回答		0	0	0	0	0	0	0	
	全体	11	1	2	1	4	0	3	
(4) 刑事事件	増加	11	0	3	3	1	1	3	
	減少	27	3	4	2	5	5	8	
	変わらない ※【別紙1】参照	28	2	5	5	8	4	4	
	わからない	15	3	0	0	2	10	0	
	その他 ※【別紙1】参照	4	2	1	1	0	0	0	
	無回答	1	1	0	0	0	0	0	
	全体	11	0	3	3	1	1	3	
(5) その他の事件	増加 ※【別紙1】参照	11	1	0	2	4	2	2	
	減少	10	4	2	1	1	0	2	
	変わらない	39	3	8	7	10	4	7	
	わからない	19	1	0	1	1	14	2	
	その他 ※【別紙1】参照	2	1	1	0	0	0	0	
	無回答	5	1	2	0	0	0	2	
	全体	11	1	0	2	4	2	2	
3	あなたの最近5年間の顧問件数(但し定期的な顧問料を伴うもの)の動向はどのようなものですか。	増加	12	1	0	4	5	1	1
		減少	9	4	2	1	0	0	2
		変わらない	30	4	9	5	6	2	4
		顧問契約はしていない	28	2	2	1	5	11	7
		わからない	5	0	0	0	0	5	0
		その他 ※【別紙1】参照	2	0	0	0	0	1	1
		無回答	0	0	0	0	0	0	0
			全体	12	1	0	4	5	1
4	(1) 採用予定がありますか。	採用予定あり	12	2	1	2	4	2	1
		採用予定なし	73	9	12	9	12	17	14
		無回答	1	0	0	0	0	1	0
	(2) 上記(1)で採用予定ありと回答された方は、どの程度の年間給与(報酬)額をお考えですか。	400万円以下	2	0	0	0	2	0	0
		500万円以下	6	1	0	1	2	2	0
		600万円以下	4	1	1	1	0	0	1
		600万円を超える	0	0	0	0	0	0	0
		無回答	74	9	12	9	12	18	14
	(3) 上記(1)で採用予定なしと回答された方で、給与(報酬)が低額であれば採用したいと思っていられる方は、どの程度の年間給与(報酬)額を目安とされていますか。	400万円以下	6	1	0	0	1	2	2
		500万円以下	1	0	1	0	0	0	0
		600万円以下	1	0	0	1	0	0	0
		600万円を超える	0	0	0	0	0	0	0
		無回答	78	10	12	10	15	18	13
	(4) 上記(1)で採用予定なしと回答された方で、日弁連の言う「ノキベン」(事務所執務するが給与を支払わず事件毎に共同受任するような形態)であれば採用する予定はありますか。	ある	1	1	0	0	0	0	0
		ない	57	4	10	8	10	13	12
		未定	3	0	1	0	1	1	0
		無回答	25	6	2	3	5	6	3
	全体	12	2	1	2	4	2	1	
5	(1) 採用予定がありますか。	採用予定あり	11	1	3	2	3	0	2
		採用予定なし	62	9	8	9	9	16	11
		無回答	13	1	2	0	4	4	2
	(2) 上記(1)で採用予定ありと回答された方は、どの程度の年間給与(報酬)額をお考えですか。	400万円以下	2	0	0	0	2	0	0
		500万円以下	2	0	1	1	0	0	0
		600万円以下	5	1	2	1	0	0	1
		600万円を超える	1	0	1	0	0	0	0
		無回答	76	10	9	9	14	20	14
		全体	11	1	3	2	3	0	2

	(3) 上記(1)で採用予定なしと回答された方で、給与(報酬)が低額であれば採用したいと思われている方は、どの程度の年間給与(報酬)額を目安とされていますか。	400万円以下	6	0	0	0	2	2	2		
		500万円以下	1	0	1	0	0	0	0		
		600万円以下	0	0	0	0	0	0	0		
		600万円を超える	0	0	0	0	0	0	0		
		無回答	79	11	12	11	14	18	13		
	(4) 上記(1)で採用予定なしと回答された方で、日弁連の言う「ノキベン」(事務所で執務するが給与を支払わず事件毎に共同受任するような形態)であれば採用する予定はありますか。	ある	1	1	0	0	0	0	0		
		ない	46	4	6	5	8	14	9		
		未定	6	1	1	2	1	0	1		
		無回答	33	5	6	4	7	6	5		
		無回答	1	0	0	0	0	1	0		
6	当面、司法試験合格者は年間何人程度が妥当ですか。(法曹界以外の他分野への進出の可能性もご考慮の上お答えください。 ※複数回答有)	1000人未満	12	5	1	1	0	1	4		
		1000人程度	27	1	6	4	8	4	4		
		1500人程度	31	2	2	3	7	12	5		
		2000人程度	8	0	4	1	0	1	2		
		2500人程度	2	1	0	0	0	1	0		
		3000人程度	2	0	0	1	1	0	0		
		3500人程度	0	0	0	0	0	0	0		
		4000人超	0	0	0	0	0	0	0		
		その他 ※【別紙1】参照	4	2	0	1	0	0	1		
		無回答	1	0	0	0	0	1	0		
		7	(1) 今後、新たに、需要拡大を見込める弁護士業務の分野・範囲があるとお考えですか。	大いにある	1	0	0	0	1	0	0
				ある	14	2	3	2	1	4	2
				少しならある	27	2	3	4	4	8	6
ない	19			2	3	1	7	4	2		
わからない	23			5	2	4	3	4	5		
無回答 ※【別紙1】参照	2			0	2	0	0	0	0		
	(2) 上記(1)で「ある」と回答された方は、具体的にお書きください。	【別紙1】参照									
8	(1) 司法試験合格者を平成22年ころから年間3000人に増加させて、平成30年に実働法曹人口を5万人にすることが予定されていますがこの方針についてどうお考えですか。 ※複数回答有)	賛成である	1	0	0	0	1	0	0		
		5万人は多すぎるので反対である	73	11	12	8	12	18	12		
		5万人は少なすぎるので反対である	0	0	0	0	0	0	0		
		どちらとも言えない	7	0	0	2	1	2	2		
		その他 ※【別紙1】参照	8	1	2	1	2	0	2		
		無回答	0								
	(2) 上記(1)で反対であるとお答えになった方に対する質問ですが、仙台弁護士会として反対の意思表示をすることについてどうお考えですか(複数回答可)。	すみやかに意思表示するべきである	48	7	9	4	11	11	6		
		将来的には意思表示するべきであるが、今は時期尚早である ※【別紙1】参照	15	1	4	2	0	3	5		
		他会の動向を見て決めるべきである	3	0	0	0	1	1	1		
		日弁連の方針が出るまで意思表示はすべきでない	3	0	0	2	0	1	0		
		世論が反対論を支持するまでは意思表示すべきでない ※【別紙1】参照	4	1	0	0	2	0	1		
その他 ※【別紙1】参照	5	1	1	1	1	0	1				
無回答	11	1	0	2	2	4	2				
9	(1) 弁護士間の競争について	過当競争になる	72	8	12	8	15	18	11		
		適正な競争になる	3	0	0	1	0	1	1		
		変わらない	5	2	0	0	1	0	2		
		わからない	4	0	1	1	0	1	1		
		その他 ※【別紙1】参照	1	0	0	1	0	0	0		
		無回答	1	1	0	0	0	0	0		
		(2) 弁護士の職務の公共性・独立性について	損なわれる ※【別紙1】参照	67	10	11	7	13	16	10	
			強化される	0	0	0	0	0	0	0	
			変わらない	9	1	1	1	1	2	3	
			わからない	8	0	1	2	1	2	2	
			その他 ※【別紙1】参照	2	0	0	1	1	0	0	
			無回答	0	0	0	0	0	0	0	
		(3) 弁護士倫理について	低下する	70	10	12	8	14	17	9	
			向上する	0	0	0	0	0	0	0	
			変わらない	9	1	0	1	1	2	4	
			わからない	5	0	1	1	0	1	2	
			その他 ※【別紙1】参照	1	0	0	1	0	0	0	
			無回答	1	0	0	0	1	0	0	
		(4) 弁護士業務の質について	質が低下する	63	10	12	8	12	12	9	
	質が向上する		2	0	0	0	2	0	0		
変わらない	7		1	0	1	0	2	3			
わからない	10		0	1	1	1	4	3			
その他 ※【別紙1】参照	3		0	0	1	0	2	0			
無回答	1		0	0	0	1	0	0			
9 司法試験合格者が年間3000人に増員された場合、弁護士制度、弁護士の質、弁護士業務の在り方、プロボノ活動、会務活動などにどのような影響を及ぼすおそれがあるとお考えですか。(10)については複数回答可。											

(5) 弁護士報酬について	高額化する	7	0	0	2	2	1	2	
	低額化する	51	8	8	5	10	11	9	
	変わらない	5	1	0	0	1	2	1	
	わからない	16	1	3	2	2	5	3	
	その他 ※【別紙1】参照	7	1	1	2	2	1	0	
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	
(6) 弁護士に対する国民の信頼について	低下する ※【別紙1】参照	65	10	11	7	14	15	8	
	向上する	1	0	0	1	0	0	0	
	変わらない	6	1	0	0	0	1	4	
	わからない	12	0	2	3	1	3	3	
	その他 ※【別紙1】参照	2	0	0	0	1	1	0	
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	
(7) 弁護士自治について	弁護士自治が後退し、弁護士規制が強化される	65	9	9	6	14	15	12	
	弁護士自治が拡充し、弁護士の発言力が増す	0	0	0	0	0	0	0	
	変わらない	8	0	1	2	0	3	2	
	わからない	10	1	2	2	2	2	1	
	その他 ※【別紙1】参照	3	1	1	1	0	0	0	
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	
(8) 弁護士会の強制加入制について	廃止の恐れがある	47	5	10	7	13	7	5	
	維持される	11	0	1	1	0	5	4	
	変わらない	6	2	0	1	0	1	2	
	わからない	21	3	2	2	3	7	4	
	その他 ※【別紙1】参照	1	1	0	0	0	0	0	
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	
(9) 人権、公益、会務など無償の活動について	活動が低下する	57	4	8	7	12	17	9	
	活動が拡充する ※【別紙1】参照	5	1	1	1	0	0	2	
	変わらない	5	1	2	0	0	0	2	
	わからない	15	4	2	2	3	2	2	
	その他 ※【別紙1】参照	3	0	0	1	1	1	0	
	無回答	1	1	0	0	0	0	0	
(10) その他の影響(複数回答可)	濫訴的事件が増加する	49	7	9	6	14	6	7	
	偏在的需要の顕在化によって増加する	17	1	3	2	4	3	4	
	勤務弁護士を経ずに事務所を開設する者が増加する	55	4	6	9	10	16	10	
	弁護士間で階層分化が進む ※【別紙1】参照	58	3	11	9	13	15	7	
	事務所の共同化、業務の専門化が進む	34	1	6	4	9	8	6	
	兼業や廃業する者が出る	44	4	6	6	10	13	5	
	勤務弁護士の採用が増加する	15	2	4	1	4	3	1	
	国・地方自治体への就職が増加する	6	0	3	0	0	1	2	
	企業内弁護士が増加する	21	3	5	0	3	7	3	
	弁護士の職域の拡大が進む	12	1	5	1	1	3	1	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	
	無回答	1	0	1	0	0	0	0	
	10 弁護士人口を増加させれば弁護士の過疎・偏在が解消されると考えますか。	解消される	8	0	1	1	2	3	1
		別途過疎・偏在対策を講じない限り解消されない	63	10	10	8	11	13	11
わからない ※【別紙1】参照		9	1	1	1	2	2	2	
その他 ※【別紙1】参照		6	0	1	1	1	2	1	
無回答		0	0	0	0	0	0	0	